令和８年（フ）第３６８号
栃木県下都賀郡壬生町中央町１番15号、前住所栃木県真岡市程島823番地
債務者　小林　徹也
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４６７号
栃木県宇都宮市宮原５丁目３番１号、前住所栃木県宇都宮市宮原４丁目４番３号　寺内貸家１号室
債務者　益子さつき（旧姓磯）
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４６９号
栃木県下都賀郡壬生町安塚2066番地１　ベル・プラウド201、前住所栃木県日光市文挟町94番地51
債務者　池田　龍玄
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４７６号
栃木県鹿沼市上奈良部町102番地２
債務者　野澤　公師
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８６号
栃木県栃木市都賀町家中5884番地１　サンハイツ102
債務者　田村　謙二
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８９号
栃木県那須塩原市共墾社52番地　ケアプレイスこはる203号、前住所栃木県那須郡那須町大字寺子丙４番地　黒田団地９―51号
債務者　山崎　志門
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９１１号
千葉市若葉区西都賀４丁目２番21号　Ａｒｉｅｔｔａ　Ｐｒｉｍ104号
債務者　豊田　翔太
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９８７号
千葉県船橋市前原西３丁目20番７―401号
債務者　小林　将人
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０６５号
千葉県船橋市三山４丁目26番３号
債務者　田口　洋子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１５号
千葉県船橋市前原東２丁目９番６―207号
債務者　有坂　　剛
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１２３号
千葉県市原市五所1972番地１　ザ・ガーデンアイル707号
債務者　山岸　勇輝
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１５７号
千葉市若葉区若松町496番地２
債務者　畠山由起子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７０号
千葉市若葉区桜木北２丁目７番５号　ビューラーみゆき201号
債務者　伊藤　　繁
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７１号
千葉市花見川区朝日ケ丘５丁目27番42号　グループホームとらのすけ
債務者　川田　春菜
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１９７号
千葉県浦安市北栄２丁目15番36―203号　ホワイトパレス浦安
債務者　浦本　雅友
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３３号
長崎県島原市有明町湯江丙434番地１
債務者　才藤　　葵
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係